

令和7年9月5日

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 物品の購入(ゴム印)
※詳細については別紙仕様書のとおり
- 2 納入期限 令和7年11月14日(金)
- 3 納入場所 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
関東森林管理局 経理課
- 4 見積書等提出日時・場所
・日時 令和7年9月24日(水) 15時00分まで
・場所 **関東森林管理局 経理課 企画係**
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
※郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類
・見積書
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。
見積書は封緘の上ご提出下さい。)
・下記8の資格を証明できる書類の写し。
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「<件名> 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日から7日以内
- 7 契約条件等 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
- 8 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格(「物品の販売」又は「物品の製造」)を有する者であること。
- 9 その他 (1)見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
(2)契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
(3)例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積する場合は、事前に担当者の了承を得てください。

(担当:経理課 企画係)
(電話:027-210-1149)

仕 様 書

| 整理番号 | 品目 (印字内容) | 規格 (見本)、例示等 | 縦書/横書 | 枠の有無 | 字体 | 印字サイズ (およそ) ※単位: mm | 文字サイズ号数 (およそ) のポイント) | 文字サイズ (およそ) ※単位: mm | 数量計 | 単位 |
|------|---|--|-------|------|----|---------------------------|--------------------------------|---|-----|----|
| 1 | 受領印(本体) | シャチハタ データネームEX15号(本体) 品番XGL-15H-R 印字ベルト: 年号分割式、印面(縦×横) 15.5×15.5mm、インク: 赤 | 横書 | 有 | 明朝 | 縦 15.5×横 15.5 | | | 1 | 個 |
| 2 | 受領印(印面) | シャチハタ データネームEX15号(印面) 品番XGL-15M-J42 書体: 楷書体、印面(縦×横)15.5× 15.5mm、印面文字部分: 受領 | 横書 | なし | 明朝 | 縦 15.5×横 15.5 | | | 1 | 個 |
| 3 | 字削除 | 一行印、四角、木台、 別紙例示番号1のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 4×横 12 | 5号(11p) | 4×4 | 1 | 個 |
| 4 | 字挿入 | 一行印、四角、木台、 別紙例示番号1のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 4×横 12 | 5号(11p) | 4×4 | 1 | 個 |
| 5 | 笹木征道 | 一行印、四角、木台、均等割り付け 別紙例示番号2のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横 25 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 6 | 砂原美咲 | 一行印、四角、木台、均等割り付け 別紙例示番号2のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横 25 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 7 | 齊藤洋介 | 一行印、四角、木台、均等割り付け 別紙例示番号2のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横 25 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 8 | 松本信二 | 一行印、四角、木台、均等割り付け 別紙例示番号2のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横 25 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 9 | 中島慧悟 | 一行印、四角、木台、均等割り付け 別紙例示番号2のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横 25 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 10 | 小池遊喜 | 一行印、四角、木台、均等割り付け 別紙例示番号2のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横 25 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 11 | 正田一真 | 一行印、四角、木台、均等割り付け 別紙例示番号2のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横 25 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 12 |  | 日付印、接受印、丸型、回転ゴム印、3 行、文字サイズに違いあり。 窓内5連、元号と略西暦併用タイプ、 別紙例示品番号3のとおり | 横書 | 有 | 明朝 | 外枠の円: 直径25 | 3号(16p)、 6号(9p)、 5号(11p) | 接受6×6 日付3×3 関東森林管理局4× 4 | 3 | 個 |
| 13 |  | 日付印、接受印、丸型、回転ゴム印、4 行、文字サイズに違いあり。 窓内5連、元号と略西暦併用タイプ、 別紙例示品番号4のとおり | 横書 | 有 | 明朝 | 外枠の円: 直径25 | 3号(16p)、 6号(9p)、 7号(7p) | 接受6×6 日付3×3 小笠原諸島森林生 態系保全センター 2×2 | 1 | 個 |
| 14 |  | 日付印、接受印、丸型、回転ゴム印、4 行、文字サイズに違いあり。 窓内5連、元号と略西暦併用タイプ、 別紙例示品番号5のとおり | 横書 | 有 | 明朝 | 外枠の円: 直径25 | 3号(16p)、 6号(9p)、 6号(9p) | 接受6×6 日付3×3 赤谷森林ふれあい 推進センター 3×3 | 1 | 個 |
| 15 |  | 日付印、楕円型、回転ゴム印、3行、文 字サイズに違いあり。 窓内5連、元号と略西暦併用タイプ、 関普第〇〇号の〇〇は空白とすること 日付の印面を「令」と「和」で挟む 別紙例示品番号6のとおり | 横書 | 有 | 明朝 | 外側の円: 縦32横48 | | 関普第〇〇号、関東 森林管理局5×5 令和6×6 日付3×3 | 1 | 個 |
| 16 | 月分から繰越 | 一行印、四角、木台 別紙例示品番号7のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横30 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 17 | 資金前渡官吏より受入 | 一行印、四角、木台 別紙例示品番号7のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横50 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 18 | 電気料 東京電力エナジーパートナー(株) 現金払 | 一行印、四角、木台 電気料と東京の間に空白 (株)と現金払の間に空白 別紙例示品番号8のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦3×横66 | 6号(9p) | 3×3 | 1 | 個 |
| 19 | 月分計 累 計 | 三行印、四角、木台 各行は均等割り付け 別紙例示品番号9のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 15×横15 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 20 | 日本銀行前橋支店 | 一行印、四角、木台、 別紙例示番号10のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 4×横 27 | 5号(11p) | 4×4 (横幅は印字サイズ に納まるよう調整) | 1 | 個 |

仕 様 書

| 整理番号 | 品目（印字内容） | 規格（見本）、例示等 | 縦書／横書 | 枠の有無 | 字体 | 印字サイズ （およそ） ※単位：mm | 文字サイズ号数（お よそのポイント） | 文字サイズ （およそ） ※単位：mm | 数量計 | 単位 |
|------|------------------|---|-------|------|----|--------------------------|-----------------------|-------------------------------|-----|----|
| 21 | 代理 | 一行印、四角、木台、 別紙例示番号11のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 3×横 7 | 6号(9p) | 3×3 (横幅は印字サイズ に納まるよう調整) | 1 | 個 |
| 22 | 経理課収入係 | 一行印、四角、木台 別紙例示番号12のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 5×横 28 | 4号(14p) | 5×5 (横幅は印字サイズ に納まるよう調整) | 1 | 個 |
| 23 | 関東森林管理局経理課 課長補佐 | 一行印、四角、木台、 経理課と課長補佐の間に1文字分空白 別紙例示番号13のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 4×横 45 | 5号(11p) | 4×4 (横幅は印字サイズ に納まるよう調整) | 1 | 個 |
| 24 | 森林整備事業 工事諸費 | 二行印、四角、木台、 各行全体を均等割り付け、 別紙例示番号14のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦8×横24 | 5号(11p) | 4×4 | 1 | 個 |
| 25 | 農林水産技官 | 一行印、四角、木台、 別紙例示番号11のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦 3×横 18 | 6号(9p) | 3×3 | 1 | 個 |
| 26 | 秘書係 | 一行印、四角、木台、 別紙例示番号15のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦5×横15 | 4号(14p) | 5×5 | 1 | 個 |
| 27 | 群馬県前橋市岩神町4-16-25 | 一行印、四角、木台、均等割り付け 別紙例示番号16のとおり | 横書 | なし | 明朝 | 縦3×横52 | 6号(9p) | 3×3 | 1 | 個 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 計 | 29 | 個 |
| | | | | | | | | 消費税 | 10 | % |
| | | | | | | | | 合 計 | 29 | 個 |

仕様書別紙

1. 印字結果例示(見本)一覧

| 例示番号 | 例示 | 寸法(mm) ※印字サイズ外寸 | 文字サイズ |
|------|---|-----------------------------|---|
| 1 | 字削除 | 縦 4×横 12 | 4×4 |
| 2 | 笹木 征道 | 縦 5×横 25 均等割り付け | 5×5 |
| 3 |  | 直径25 | 接受6×6 日付3×3 関東森林管理局4×4 |
| 4 |  | 直径25 | 接受6×6 日付3×3 小笠原諸島森林生態系保全センター 2×2 |
| 5 |  | 直径25 | 接受6×6 日付3×3 赤谷森林ふれあい推進センター 3×3 |
| 6 |  | 外側の円:縦32横48 例示の「85」部分は空白 | 関普第〇〇号,関東森林管理局5×5 令和6×6 日付3×3 |
| 7 | 月分から繰越 | 縦 5×横 各指定の長さ (または文字数分) | 5×5 |

| | | | |
|----|--------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 8 | 電気料 東京電力エナジーパートナー(株) 現金払 | 縦3×横66 電気料と東京の間に空白 (株)と現金払の間に空白 | 3×3 |
| 9 | 月分計 累計 | 縦 15×横15 三行印、四角、木台 各行は均等割り付け | 5×5 |
| 10 | 日本銀行前橋支店 | 縦 4×横 27 | 4×4 (横幅は印字サイズに 納まるよう調整) |
| 11 | 代理 | 縦 3×横 各指定の長さ (または文字数分) | 3×3 (横幅は印字サイズに 納まるよう調整) |
| 12 | 経理課収入係 | 縦 5×横 28 | 5×5 (横幅は印字サイズに 納まるよう調整) |
| 13 | 関東森林管理局経理課 課長補佐 | 縦 4×横 45 経理課と課長補佐の間に空白 | 4×4 (横幅は印字サイズに 納まるよう調整) |
| 14 | 森林整備事業 工事 諸費 | 縦8×横24 各行均等割り付け | 4×4 |
| 15 | 総務課 | 縦5×横15 | 5×5 |
| 16 | 前橋市岩神町4-16-28 | 縦3×横52 均等割り付け | 3×3 |

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれたかしかあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。